○白河市特定地域生活排水処理施設条例

平成17年11月７日条例第151号

改正

平成20年３月31日条例第20号

平成22年３月26日条例第15号

平成26年３月26日条例第34号

令和元年９月30日条例第24号

令和元年12月25日条例第72号

令和３年10月６日条例第31号

白河市特定地域生活排水処理施設条例

（趣旨）

第１条　この条例は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、し尿及び生活排水（雨水、家畜し尿及び産業廃水を除く。以下同じ。）の処理施設として市が浄化槽市町村整備推進事業により行う個別合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　浄化槽　し尿及び生活排水（以下「汚水」という。）を併せて各戸ごと（共同住宅は共同住宅ごと及び隣接する２戸の住宅を一つの施設で処理する場合を含む。）に処理する施設をいう。

(２)　住宅所有者等　浄化槽が設置される住宅（店舗等併用住宅を含む。）及び事業所等の所有者（建築中等の住宅及び事業所等にあっては住宅及び事業所等の建築主）をいう。

(３)　使用者　この条例に基づき設置された浄化槽を使用する者をいう。

(４)　排水設備　浄化槽で汚水を処理するために必要な排水管等の設備で市が設置する施設以外の施設をいう。

(５)　基準事業　浄化槽設置工事で、国が定める補助対象事業費に基づき市が実施する工事をいう。

(６)　水道　水道法（昭和32年法律第177号）第３条第１項に規定する水道をいう。

(７)　使用月　浄化槽使用料徴収の便宜上区分されたおおむね１月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

２　前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、浄化槽法（昭和58年法律第43号）で使用する用語の例による。

（整備対象区域）

第３条　浄化槽の整備対象区域（以下「整備対象区域」という。）は、本市の区域から次に掲げる区域を除いた区域とする。ただし、浄化槽で整備することが適当であると市長が認めた場合は、この限りでない。

(１)　下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の規定により認可を受けた事業計画において定める予定処理区域

(２)　白河市農業集落排水施設条例（平成17年白河市条例第150号）第３条に規定する処理区域及び農業集落排水事業の採択を受けた区域

（浄化槽の設置申請）

第４条　整備対象区域内の住宅所有者等（事業所等の所有者を除く。）は、市長に対し浄化槽の設置を申請することができる。

２　事業所等の所有者の申請については、別に定める。

３　申請者は、申請に当たり、浄化槽を廃止するまでの期間、浄化槽設置用地を市が無償で使用できる旨の地権者同意書を市長に提出しなければならない。

（設置工事区画書の作成）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、当該申請者の承認を求めるものとする。

(１)　工事の内容

(２)　工事の時期

(３)　その他工事の遂行に必要な事項

２　申請者は、工事計画に異議があるときは、市長に対し変更を求めることができる。

３　申請者は、工事計画を承認するときは、承認書を提出するものとする。

４　前項の規定により工事計画を承認した申請者は、当該工事計画に基づく浄化槽の設置について必要な協力をしなければならない。

（設置完了の通知）

第６条　市長は、浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

（増嵩(すう)工事）

第７条　申請者は、市長に基準事業以外の増嵩(すう)工事を申し出ることができる。

２　増嵩(すう)工事は、基準事業と一体的に市が施工する工事で、増嵩(すう)工事に係る経費は、申請者が負担する。

（分担金の賦課徴収）

第８条　市長は、基準事業に対し浄化槽設置申請者に別表第１に定める分担金を賦課するものとする。

２　市長は、分担金を定めたときは、申請者に納付書を送付するものとする。

３　申請者は、分担金を浄化槽設置工事着手前に一括して納入するものとする。

４　分担金の納入後受益者が浄化槽の使用を休止、又は廃止しても既に納入済の分担金は返還しないものとする。

５　市長は、公益上及びその他特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は分担金の全部若しくは一部を減額し、若しくは免除することができる。

（排水設備の設置）

第９条　住宅所有者等は、浄化槽の設置完了の日から、６箇月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（排水設備の設置申請及び確認）

第10条　排水設備の新設、改設、増設等を行う者（住宅所有者等）は、事前にその設置申請書（確認後の変更計画書を含む。）を市長に提出して承認を受けなければならない。

（排水設備の工事）

第11条　排水設備の設計及び工事は、別に定める基準により市長が指定した業者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。

（排水設備の検査）

第12条　排水設備を設置した者（住宅所有者等）は、その工事が完了した日から７日以内に市長に完了届を提出し、施工業者立会いのもと、検査を受けなければならない。

（使用開始、変更、廃止等の届出）

第13条　使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届出書を提出しなければならない。

(１)　浄化槽の使用を開始、休止、廃止又は再開するとき。

(２)　使用者を変更するとき。

（使用の態様の変更の届出）

第13条の２　使用者は、水道水の使用に加えて水道水以外の水を使用することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（使用料の徴収）

第14条　市は、浄化槽の使用について、使用者から１使用月につき使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第２に定めるところにより算出した額を使用料として徴収する。この場合において、使用料の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（排除汚水量の算定）

第15条　使用者が排除した汚水量の算定は、次に定めるところによる。

(１)　水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。

(２)　水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用態様を勘案して市長が認定する。

(３)　水道水と水道水以外の水とを併せて使用した場合は、前２号の例により使用水量を合算したものとする。

(４)　製氷業その他の営業でその営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い浄化槽に排除する汚水の量と著しく異なる事業を営む使用者は、使用月ごとに、その使用月に浄化槽に排除した汚水の量及び算出の根拠を記載した申告書を、市長が指定する日までに提出しなければならない。この場合において、市長は、その申告を考慮してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

（中途における使用の開始等の場合の使用料）

第16条　使用者が、使用月の中途において浄化槽の使用を開始し、又は廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。

(１)　その使用日数が15日を超えないとき　基本使用料金の２分の１及び超過使用料

(２)　その使用日数が15日を超えたとき　１月分として算定した使用料

（使用料の徴収方法）

第17条　使用料の徴収方法は、白河市水道事業給水条例（平成17年白河市条例第185号）第31条に規定する水道料金の徴収の例による。ただし、市長が特に必要と認めたときは、別にその徴収方法を定めることができる。

（概算使用料の前納）

第18条　前条の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため浄化槽を使用する場合その他浄化槽を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、概算の使用料を前納させることができる。

２　前項の使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から浄化槽の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行うものとする。

（使用料の減免及び徴収猶予）

第19条　市長は、公益上及びその他特別の理由があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は使用料の全部若しくは一部を減額し、若しくは免除することができる。

２　市長は、第14条に定められた使用料から浄化槽稼働に係る電気料金相当額として、別に定める額を減額して徴収することができる。

（電気料金、水道料金等の負担）

第20条　使用者は、浄化槽の使用、保守点検、清掃等において使用する電気料金及び水道料金等を負担しなければならない。

（資料の提出）

第21条　市長は、住宅所有者等及び使用者又は土地の権利者に、浄化槽の設置、維持管理、使用料の算定等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

（保管義務）

第22条　浄化槽に係る使用者、住宅所有者等及び土地の権利者は、浄化槽を適正に保管しなければならない。

２　使用者及び住宅所有者等は、市が行う浄化槽の保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

３　市長は、浄化槽が適正に保管されていないと認めたときは、使用者、住宅所有者等又は土地の権利者に対し、適正な保管を行うよう必要な措置等を命ずることができる。

（修繕費用の負担）

第23条　住宅所有者等及び使用者（以下「設置者等」という。）は、自らの責任において浄化槽等に関し次に掲げる費用が生じたときは、その費用を負担しなければならない。

(１)　浄化槽の管理使用義務を怠ったために生じた浄化槽等損害の修繕費用

(２)　故意又は過失にかかわらず、浄化槽等を損傷した場合の修繕費用

(３)　浄化槽を移転又は撤去する場合の費用

２　設置者等の負担で設置した排水設備（流入・放流管、桝(ます)、宅内施設等）の修繕及び更新は、設置者等が負担する。

（住宅所有者等の地位継承）

第24条　住宅所有者等に変更があったときは、新たに住宅所有者等になった者が、従前の住宅所有者等の地位を継承するものとする。ただし、住宅所有者等に変更があった日までに納付すべきものについては、従前の住宅所有者等が納付するものとする。

２　前項の規定により地位を継承した者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（既設浄化槽の維持管理）

第25条　市長は、この条例の目的達成のため、設置者の申請により、第３条に定める整備対象区域内の既設浄化槽について維持管理を引き受けることができる。

２　維持管理できる既設浄化槽は、原則として、一般住宅（店舗等併用住宅を含む。）とし、それ以外は、特に市長が認めた場合とする。

３　既設浄化槽設置者からは、分担金を徴収しない。

４　第１項の規定により、市が維持管理を行うときは、第13条から第24条及び第26条の規定を準用する。

（改善命令）

第26条　市長は、浄化槽の維持管理上必要があると認められるときは、排水設備及び浄化槽の設置者又は使用者に、浄化槽使用方法の変更又は排水設備の改良改善を命ずることができる。

（委任）

第27条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（過料）

第28条　この条例の定めに違反した住宅所有者等、使用者、工事施工業者及び地権者は、５万円以下の過料に処する。

２　詐欺その他の不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（５万円を超えないときは５万円とする。）以下の過料に処する。

３　法人及び個人の事業所、会社等の従業員が前２項の違反行為を行った場合は、行為者並びに法人及び個人の事業所、会社等の両者に過料を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年11月７日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の東村浄化槽の整備に関する条例（平成16年東村条例第９号。以下「合併前の条例」という。）の規定により徴収するものとされた分担金及び使用料については、なお合併前の条例の例による。

３　施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

４　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成20年３月31日条例第20号）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第14条及び別表第２の規定は、平成20年10月以後の月分として徴収する使用料について適用する。この場合において、平成20年10月分の使用料は、この条例による改正後の第２条第７号の規定にかかわらず、市長の指定する期間を当該使用月として市長が認定した使用水量により算定する。

附　則（平成22年３月26日条例第15号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月26日条例第34号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成26年４月１日（以下この項において「適用日」という。）前から継続して浄化槽を使用している者に係る使用料であって、適用日から平成26年４月30日までの間に初めて使用料の額が確定するもの（適用日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるものにあっては、当該確定したもののうち、適用日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）に係る別表第２の規定の適用については、なお従前の例による。

３　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（令和元年９月30日条例第24号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

（白河市表郷クリニック条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正後の白河市表郷クリニック条例第６条第３項各号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る診断書その他の文書の交付手数料又は利用料金について適用し、同日前の申請に係る診断書その他の文書の交付手数料又は利用料金については、なお従前の例による。

（白河市浄化槽の整備に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

６　第５条の規定による改正後の白河市浄化槽の整備に関する条例別表第２の規定は、施行日以後の浄化槽の使用に係る使用料について適用し、施行日前から継続して浄化槽を使用している者に係る使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）に係る同条例別表第２の規定の適用については、なお従前の例による。

８　第４項から第７項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（令和元年12月25日条例第72号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年10月６日条例第31号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第８条関係）

分担金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人槽区分 | 専用住宅 | 併用住宅 | 事業所等 |
| ５人～10人 | 無し | 無し | 無し |
| 11人～50人 | 基準事業に係る設計額の10％ | 基準事業に係る設計額の20％ | 基準事業に係る設計額の30％ |

備考

１　専用住宅とは、世帯員が居住し、専ら事業以外の目的に使用する一戸建住宅をいう。

２　併用住宅とは、居宅と店舗又は事務所等とが併用している住宅をいう。

３　事業所等とは、専用住宅及び併用住宅以外の建物をいう。

別表第２（第14条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 汚水の種類 | 基本使用料 | 超過使用料 | |
| 汚水量 | 料金（１立方メートルにつき） |
| 一般汚水 | 汚水量10立方メートルまで　1,265円 | 10立方メートルを超え20立方メートルまで | 157.30円 |
| 20立方メートルを超え30立方メートルまで | 166.10円 |
| 30立方メートルを超え50立方メートルまで | 174.90円 |
| 50立方メートルを超え100立方メートルまで | 188.10円 |
| 100立方メートルを超え200立方メートルまで | 205.70円 |
| 200立方メートルを超え500立方メートルまで | 226.60円 |
| 500立方メートルを超える分 | 247.50円 |
| 公衆浴場汚水 | 汚水量10立方メートルまで　1,265円 | 10立方メートルを超える分 | 55円 |